の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「改正後国共済令」という。）」を「なお効力を有する改正前国共済令（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第三号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「改正後国共済令」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同項第六号中「同号に規定する」の下に「給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）の」を加え、同項第十号中「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下「平成十六年国共済改正法」という。）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「同令」を「平成九年経過措置政令」に改め、同項第七号中「平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第十九条第二項第二号中「退職共済年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第二十条第二項第二号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている退職共済年金に係るものを除く。）」を加える。

附則第二十四条第二項中「加算された老齢厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」を加える。

附則第二十五条第二項中「平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第七十九条第七項」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第二十四条」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項第二号中「加給調整対象年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同項第三号を削る。

附則第二十六条第一項及び第三項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第二十八条の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の受給権者が国会議員等となったときの届出等）

第二十八条の二　厚生年金保険法施行規則第三十条第十一項及び第十二項並びに第三十二条の三から第三十二条の六までの規定は、退職共済年金について準用する。

附則第二十九条第二項第二号中「障害共済年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第三十条第二項第四号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている障害共済年金に係るものを除く。）」を加える。

附則第三十一条第二項中「障害共済年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第三十三条中「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十五条第二項第二号中「加給調整対象年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

附則第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

附則第三十九条第一項第五号中「遺族厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加え、同条第二項第二号中「遺族共済年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第四十条第三項第五号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている遺族共済年金に係るものを除く。）」を加える。

附則第四十一条第二項第一号中「遺族共済年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第五号中「当該給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第三項を削る。

附則第四十二条中「受けている者の年金証書」を「受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第四十三条第一項中「遺族厚生年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金」に改め、同条第二項中「規定する」の下に「給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）の」を加える。

附則第四十五条第一項第五号中「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）」を「昭和六十年国共済改正法」に改め、同条第二項第五号中「年金証書等」の下に「（厚生労働大臣が支給する給付に係るものを除く。）」を加える。

附則第四十六条第二項第一号及び第四十七条第二項第二号中「退職年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第四十九条第二項第二号中「退職年金等の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第五十条第二項第二号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている退職年金等に係るものを除く。）」を加える。

附則第五十三条の次に次の一条を加える。

（退職年金等の受給権者が国会議員等となったときの届出等）

第五十三条の二　厚生年金保険法施行規則第三十条第十一項及び第十二項並びに第三十二条の三から第三十二条の六までの規定は、退職年金等について準用する。

附則第五十四条第二項第二号中「障害年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第五十五条第二項第二号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている障害年金に係るものを除く。）」を加える。

附則第五十六条第二項第一号及び附則第五十七条第二項第二号中「障害年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第五十九条を次のように改める。

第五十九条　削除

附則第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

附則第六十二条第一項中「昭和六十一年国共済経過措置政令」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）」に、「同法」を「旧国共済法」に、「同令」を「昭和六十一年国共済経過措置政令」に、「改正後国共済令」を「なお効力を有する改正前国共済令」に改め、同条第二項中「寡婦加算調整対象年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。